

○財務省告示第三百五十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年十一月十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四
十四回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市

四 発行方法

であつて、財務大臣が各国債市

十 十
三 二

ロ イ 一
発

九 八

二

振 額 最
替 単 位

低 行 争 非 者 特 国 行 争
額 入 価 ・ 別 債 入 札
面 札 格 第 参 市 入 札
金 発 競 II 加 場 発 発

経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 行 行
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 ` 入 行 争 格 日

募 年
入 ○
決 ・
定 一
の パ
通 |
知 セ
を ン
受 ト
け
た
者
は
、

五 額 四 額 平 す 額 の 振
銭 面 銭 面 成 る の 記 替
金 金 以 金 。 載 法
額 上 額 十 八 又 の 規
百 の 百 十 八 倍 は 定
円 そ 円 十 一 金 録 は
に れ につ 十 一 月 十
つ ぞ づ 日
き の 百 一 月 十
百 の 一 日
一 応 百 一 日
円 募 一 日
五 価 五 日
十 格 十 日

五 三
万 千
円 六
百
四
十
二
億
五
千
九
百
八
十

の
払
込
み
の
払
込
金
額
に
加
え
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
第
二
十
号
に
よ
り
算
出
す
期
日
に
払
い
込
む
も
の
と
す
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 51}{100 \times 365}$$

十四
初
期
利
子
平
成
二
十
九
年
三
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う。
（
以
下
、
次
号
及
び
第
十
六
号
に
お
い
て
規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。）

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十五
第
二
期
の
利
子
毎
年
三
月
二
十
日
及
び
九
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う。
平
成
三
十
八
年
九
月
二
十
日
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円
日
本
銀
行
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者
平
成
二
十
八
年
十
一
月
十
日